

～ 安心して働ける信州のために～

# 労働安全衛生関係のとりくみ

令和7年度

長野労働局 労働基準部 健康安全課

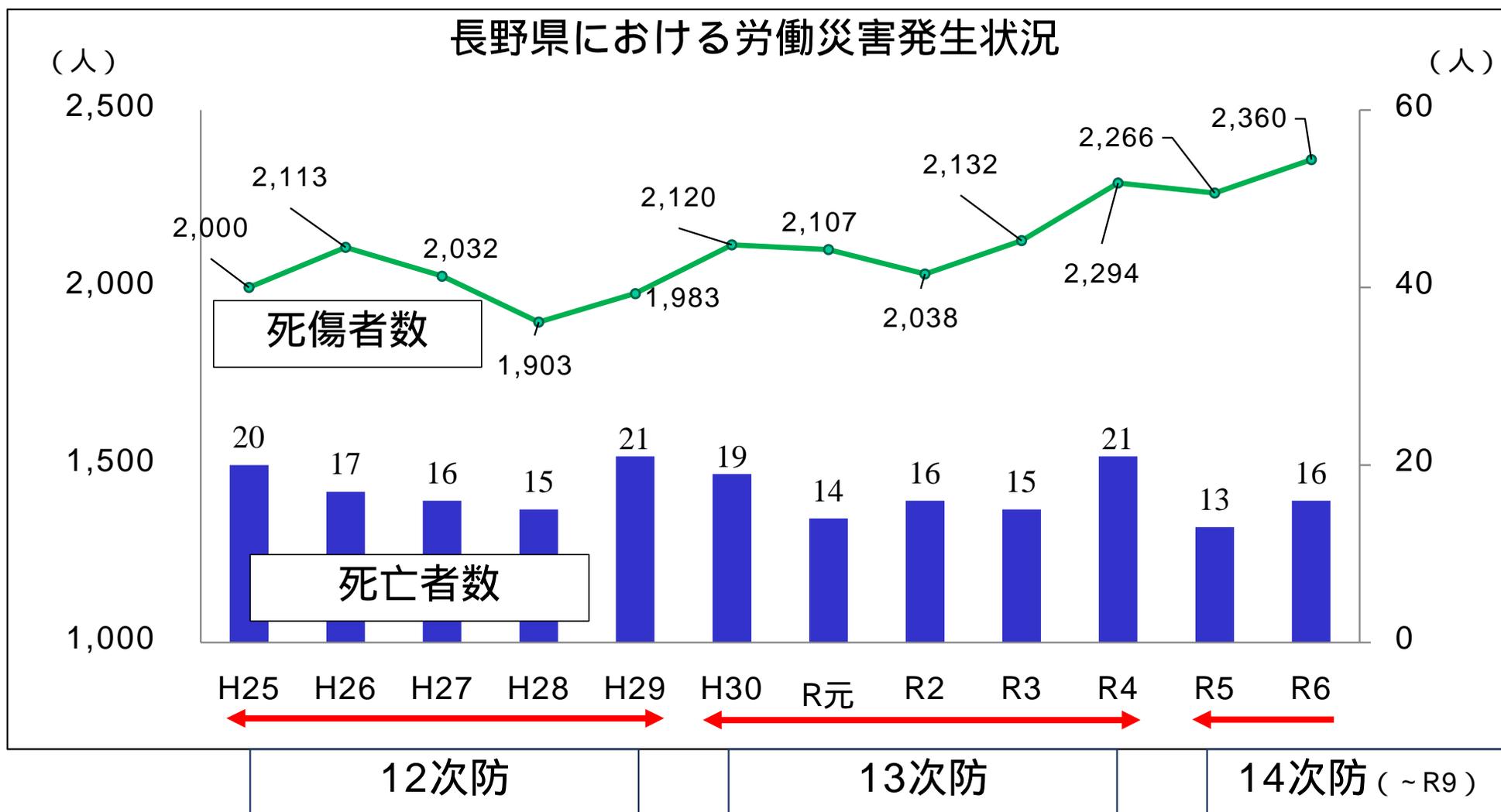
# 第14次労働災害防止推進計画（略称：14次防）を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

## 【 14次防の指標 】

### ○全産業の死亡者数

死亡災害の撲滅を目指し、13次計画期間中（85人）より5%以上減少

### ○全産業の休業4日以上の死傷者数を2022年より5%以上減少



## 横断的対策

ア) 転倒等の「行動災害」が増加しているため、ハード面の対策に加えスポーツの習慣化などソフト面の対策推進を図ります。

なお、長野県介護施設SAFE協議会及び長野県小売業SAFE協議会を開催し、好事例等について周知啓発を図ります。

イ) 高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理等の必要な措置に関する周知を図ります。

また、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「エイジフレンドリーガイドライン」の周知等を図ります。

ウ) 安全衛生対策に積極的な事業者が社会的に評価される環境整備に努めます。

エ) 個人事業者等に対する安全衛生対策に係る改正労働安全衛生法の周知を積極的に行います。

オ) 冬季特有の労働災害の防止対策を推進します。

# 業種別労働災害防止対策の推進

ア) 死亡災害が最も多い建設業について、基本的な安全措置の徹底を指導します。

イ) 製造業について、動力機械の災害防止3原則を指導・徹底します。  
また、生産設備の導入時も含めリスクアセスメントによる取組を推進します。本質安全化、危険箇所の覆い等、非定常作業時等の停止

ウ) 陸上貨物運送業について、荷役作業の労働災害防止のため、運送事業者だけでなく、荷主や配送先等に対しても、荷役作業安全対策ガイドラインに基づき指導・周知を行います。

エ) 林業について、「チェーンソーによる伐木作業等の安全に関するガイドライン」等の周知徹底を図ります。

～事業者をはじめ、安全担当者、作業従事者等の皆さまへ～

「はさまれ・巻き込まれ」による  
労働災害を防ぎましょう！

～災害再現等に関する動画を公開しました～

長野労働基準監督署管内における「はさまれ・巻き込まれ」災害による休業4日以上死傷者数は、製造業を中心に多く発生しており、令和3年42人のところ、令和4年は54人（令和4年12月末速報値）と大幅に増加しています。「はさまれ・巻き込まれ」災害は、身体に障害を残す重篤な災害となる可能性が高いほか、過去には、死亡災害も複数発生しています。



機械設備を原因として発生している多くの「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するために、機械稼働部の「危険」を疑似的に確認、体感し、必要な対策を講じていただくよう、説明動画を作成しましたので、動画視聴を通じて、職場の安全の取組を強化するとともに、関係者すべての安全意識の高揚を図り、労働災害を未然に防ぎましょう。

はさまれ・巻き込まれ災害防止説明動画（約10分）  
（内容）

- 1 はじめに（疑似的な災害の確認等）
- 2 安全対策の例（管理的対策・工学的対策）
- 3 はさまれ・巻き込まれ災害撲滅のために（機械のリスク低減3原則）
- 4 おわりに（安全意識の高揚に向けて）

動画はこちら



URL : <https://youtu.be/O84ryhrcGtQ>

印刷用資料は、長野労働局ホームページの「長野労働基準監督署からのお知らせ」にPDFで掲載していますので、ご活用ください。

※作業の合間などにも手軽に視聴していただくため、時間を短めに設定しています。

## 労働者の健康確保対策

- ア) 化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、事業者による自律的管理が実効ある形で行われるように必要な支援、指導を行います。
- イ) 「長野県における第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、トンネル工事等の粉じん障害防止対策を推進します。
- ウ) ストレスチェック制度をはじめとする職場のメンタルヘルス対策を推進します。
- エ) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」により、職場の熱中症予防対策を推進します。

## 治療と仕事の両立支援の推進

「長野産業保健総合支援センター」の事業者・労働者（患者）・医療機関向け相談窓口を周知します。

# 熱中症に関する改正労働安全衛生規則

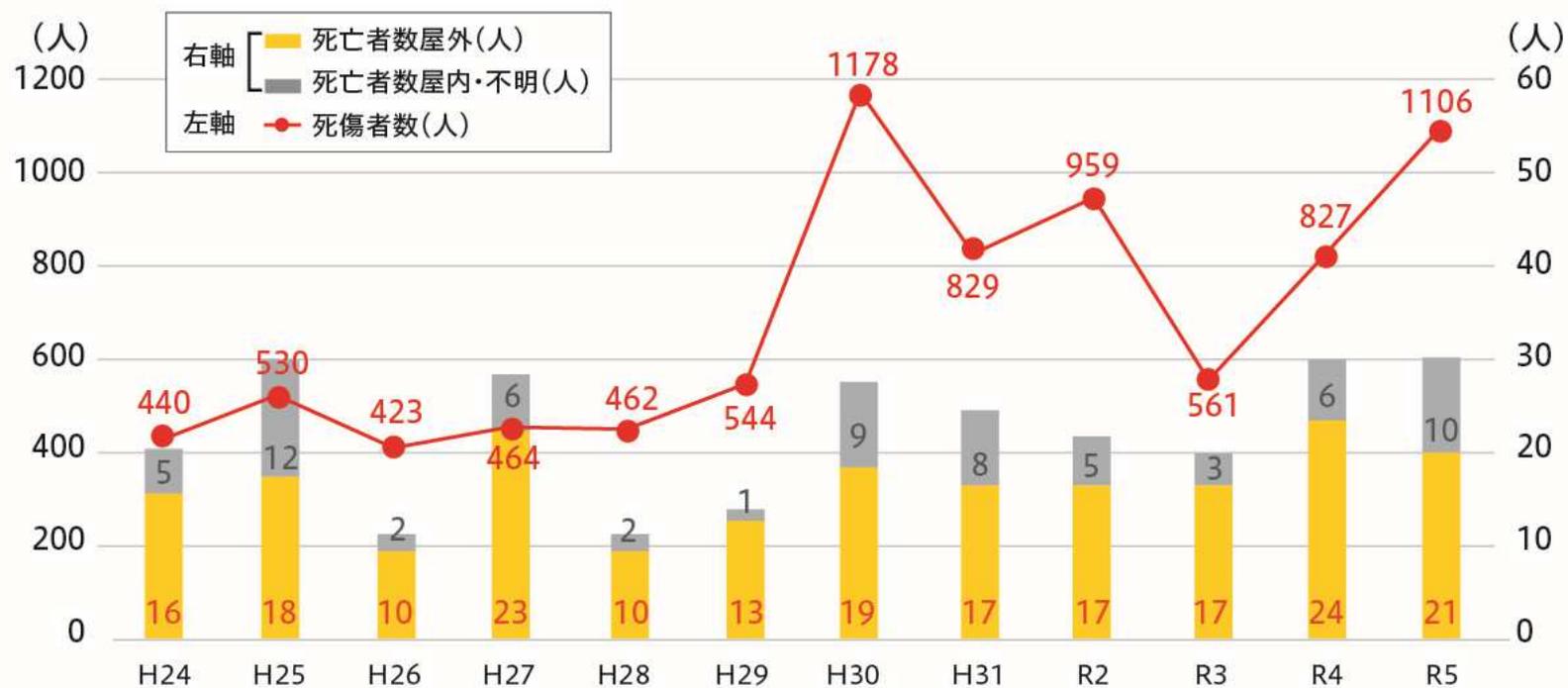
令和7年6月1日施行

## 労働安全衛生規則第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

## 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

# 熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

## 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」



## 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

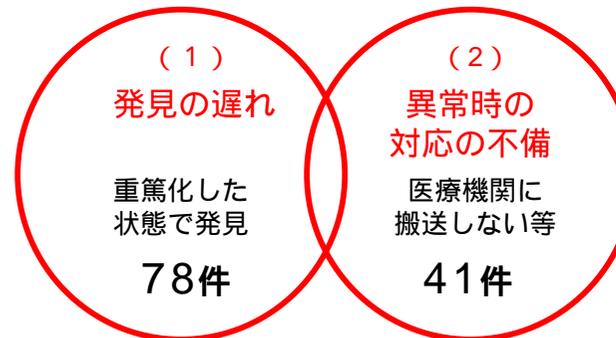
現場において

**死亡に至らせない（重篤化させない）  
ための適切な対策の実施が必要。**

## 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



# 職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

## 第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

### WBGT基準値とは

#### 暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に  
実際の作業現場で測定  
実測できない場合には、  
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

### WBGT基準値の活用方法

#### 表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

#### 基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること（表1-1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

▶ それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

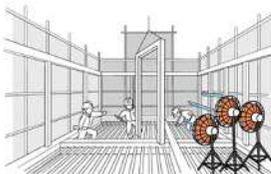
# 職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

## 第2 熱中症予防対策

### 1 作業環境管理

#### (1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



#### (2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



### 3 健康管理

#### (1) 健康診断結果に基づく対応等

#### (2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



#### (3) 労働者の健康状態の確認

#### (4) 身体の状態の確認

### 2 作業管理

#### (1) 作業時間の短縮等

#### (2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

#### (3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



#### (4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

### 4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



#### (1) 熱中症の症状

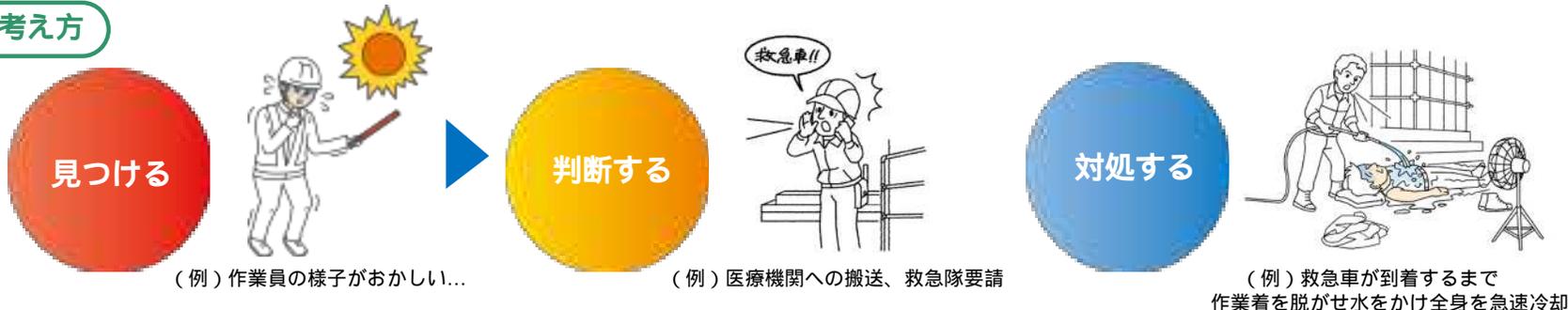
#### (2) 熱中症の予防方法

#### (3) 緊急時の救急処置

#### (4) 熱中症の事例

# 今回の労働安全衛生規則の改正について

## 基本的な考え方



現場の実態に  
即した  
具体的な対応

## 現場における 対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

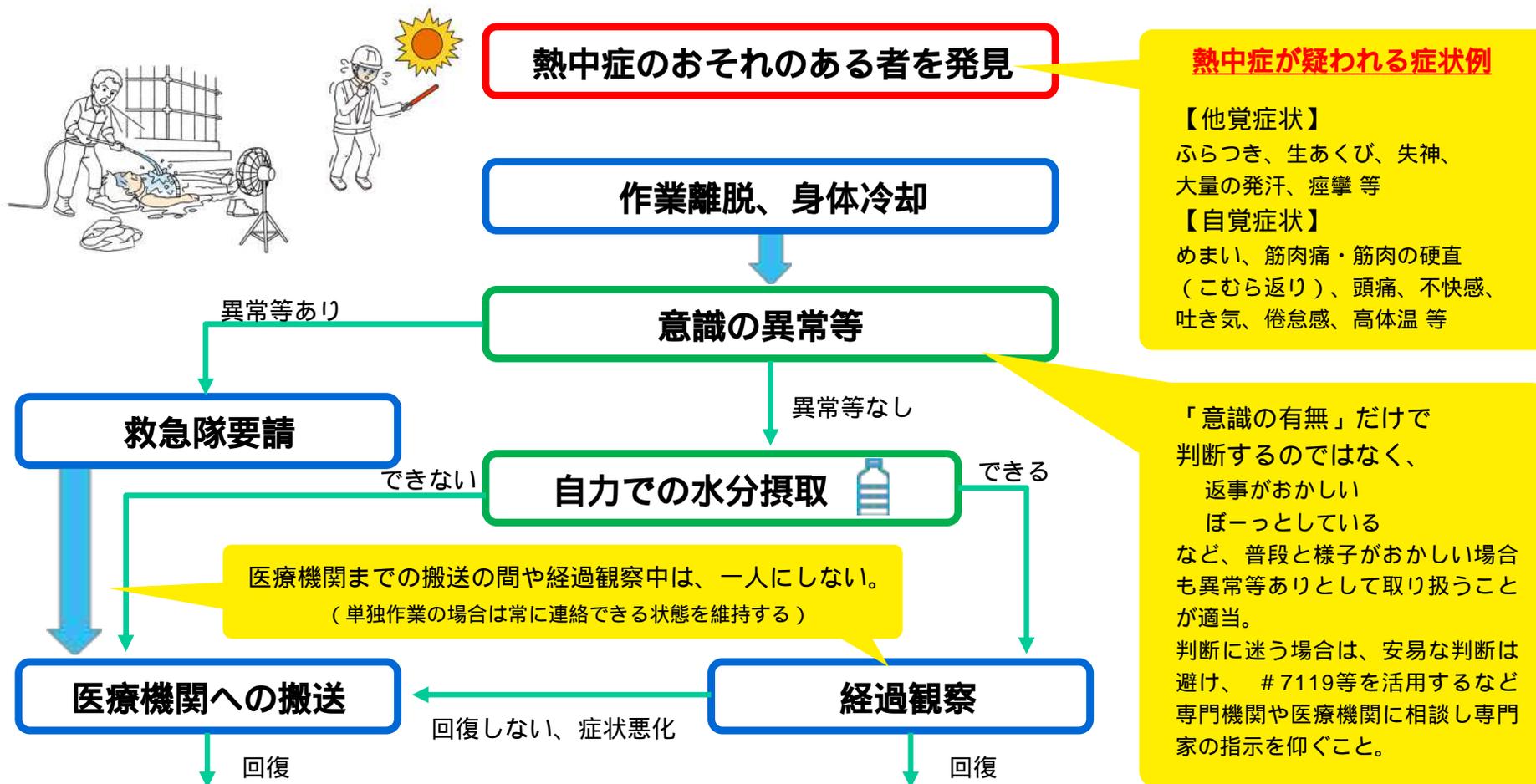
参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。  
作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。  
同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図

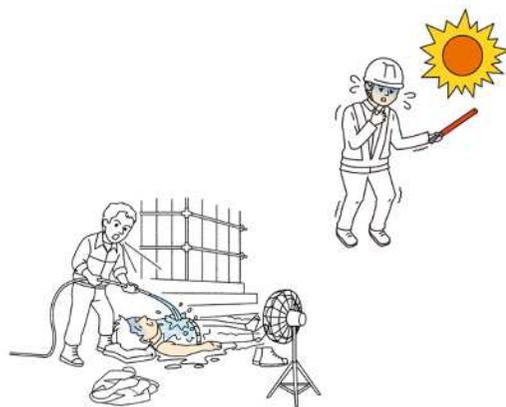
これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図

これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

## 熱中症が疑われる症状例

### 【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、  
大量の発汗、痙攣等

### 【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直  
(こむら返り)、頭痛、不快感、  
吐き気、倦怠感、高体温等

返事がおかしい

ぼーっとしている など、

普段と様子がおかしい場合も、熱  
中症のおそれありとして取り扱う  
ことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの  
搬送の間や経過観察中は、  
一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡で  
きる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必  
要に応じて、救急隊を要請するこ  
と。

救急隊を要請すべきか判断に迷う  
場合は、#7119等を活用するなど、  
専門機関や医療機関に相談し、専  
門家の指示を仰ぐことも考えられ  
る。

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

# “いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、  
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない / 汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、  
ちょっとヘン

イライラしている

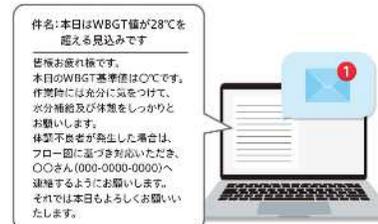
フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

**すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る**

手順や連絡体制の  
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】 【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】 【メールやイントラネットでの通知】

**ご安全に！**